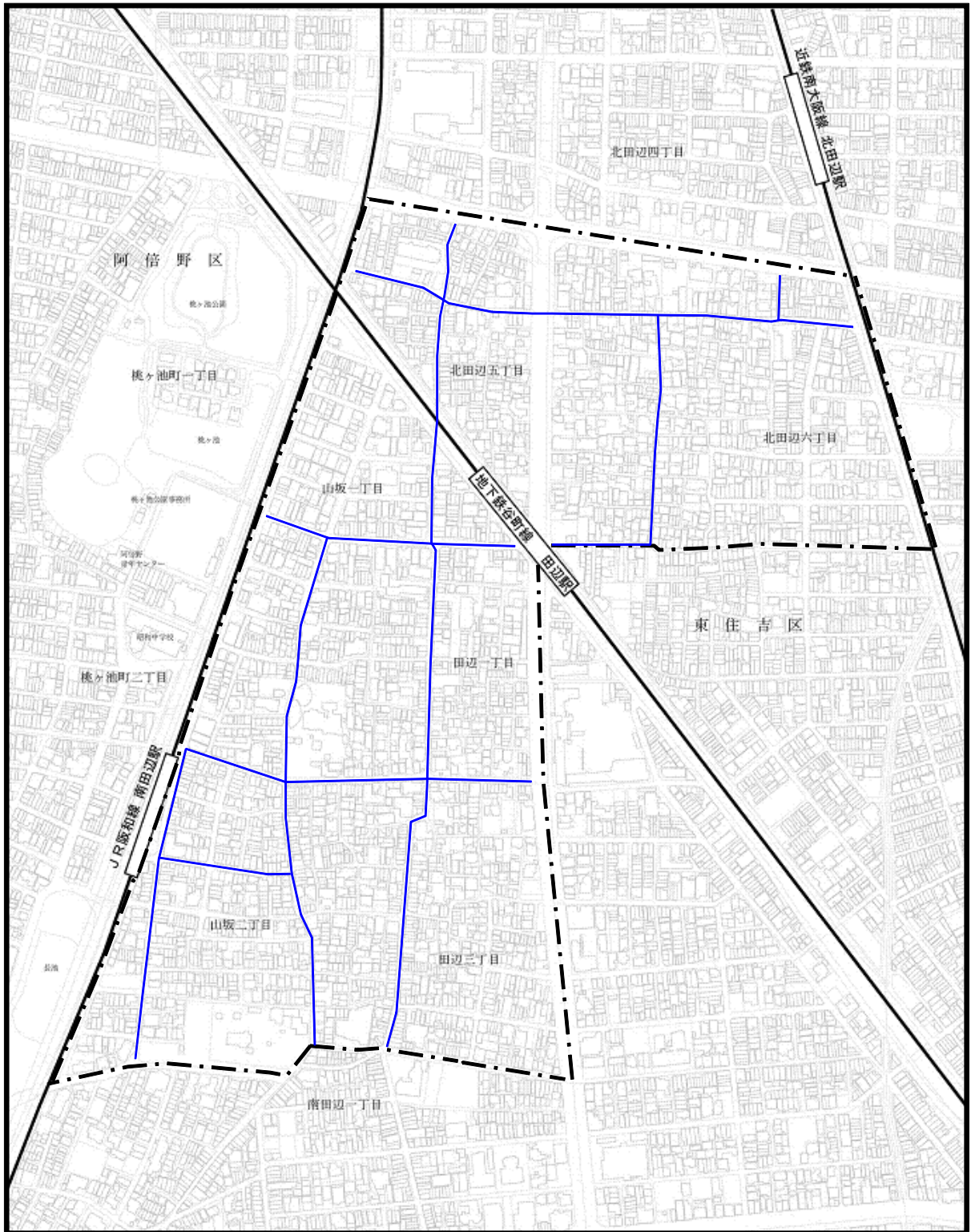




●田辺地区 補助要件等

補助金の交付を受けるための要件			補助率	一敷地あたりの 限度額	備考
対 象	内 容				
伝統的建築物 (昭和19年 以前に建てら れ、区域の伝統 的な様式を備 えた建築物)	主として道 路等に面す る部分で、通 常望見でき る範囲	修景基準表①③に定める 項目をすべて満たすこと	2/3	450万円 うち、修景基準表 ③の項目につい ては、150万円	
	主として別 図に定める 路線に面す る部分で、通 常望見でき る範囲	修景基準表①の基本の項 目をすべて満たし、かつ修 景基準表①③の部位の項 目のうち2項目以上を満 たすこと (まちなみの魅力向上に 大きく寄与すると認めら れるものに限る)	2/3	150万円	
新しい建築物 (上記以外の 建築物、新築も 含む)	主として道 路等に面す る部分で、通 常望見でき る範囲	修景基準表②③に定める 項目をすべて満たすこと	2/3	250万円 うち、修景基準表 ③の項目につい ては、150万円	
	主として別 図に定める 路線に面す る部分で、通 常望見でき る範囲	修景基準表②の基本の項 目をすべて満たし、かつ修 景基準表②③の部位の項 目のうち2項目以上を満 たすこと (まちなみの魅力向上に 大きく寄与すると認めら れるものに限る)	2/3	150万円	補助金 の対象 となる 範囲は 2階以 下に限 る
塀等 (駐車場等、敷 地に建物が存 在しない場合)	主として道 路等に面す る部分で、通 常望見でき る範囲	修景基準表②の項目「塀・ 柵・門」の内容を満たすこ と	2/3	150万円	

注：アーケード側面建築物の「外壁」「開口部」「軒裏」は防火構造とすること。

別図



凡例  本図において定める路線  HOPEゾーン事業区域

修景基準表①【伝統的建築物】

項 目		基 準
基本	素材	伝統的素材や自然素材を用い、やむを得ない場合は、材質や質感などが建物の雰囲気やまちなみに調和する建材を用いる。
	色彩	無彩色や落ち着いた色彩が基調となるようにする。つやなしを基本とする。
	外観輪郭	パラペットや看板等で覆わず、庇を復元するなど伝統的な様式の建物の外観や輪郭を保全する。
	緑のしつらい	植栽は建物や塀と一体的に配置して、まちなみに趣を与えるよう工夫する。また、敷地内に古木がある場合には、保全を心がける。
部位	屋根	切妻造若しくは入母屋造の平入り、和瓦葺きを原則とする。伝統的な屋根勾配を基本とする。茅葺きの屋根についてはトタン葺きを可とする。
	庇	できる限り建設当初の形態・意匠へ復元する。やむを得ない場合は、まちなみとの調和に配慮して、伝統的な様式を活用する。
	壁面	建設当初の壁面位置、形態・意匠への復元を心がける。やむを得ない場合は建物の雰囲気やまちなみに調和するものとする。
	開口部	建設当初の形態・意匠を尊重し、伝統的な建具を使用する。やむを得ず金属サッシを用いる場合は、格子や虫籠窓などの内側に設ける、目立たない色彩とするなど、まちなみと調和するように配慮する。
	軒下	伝統的な床仕上（叩きや石敷）を尊重し、やむを得ない場合はこれに近い素材・色彩を用いる。 軒下のしつらいについては、建設当初の形態・意匠を尊重する。
	塀・門	塀・門については、できるかぎり建設当初の形態・意匠へと復元する。
	店舗等	まちなみに調和するものとし、原則として、2階以上は上記の修景基準に準ずる。 1階庇以下では、上記の修景基準を尊重する。現代的な素材（ガラスや金属・コンクリート等）を用いる場合や、ショーウィンドウや開口部・看板等において現代的デザインを用いる場合は、建物の他の部位の形態・意匠やまちなみと調和するように配慮する。

注：伝統的な様式を持つ建物の修景整備にあたっては、その本来の様式の復元を優先する。また、法令による規定や構造上の問題などにより、基準に定める修景整備ができないと認められる場合は、建物全体のバランスや雰囲気・まちなみとの調和が図られる範囲で基準を緩和することができる。

修景基準表②【新しい建築物】【塀等】

項 目		基 準
基本	素材	自然素材を優先するが、やむを得ない場合は、材質や質感などが建物の雰囲気やまちなみに調和する建材を用いる。
	色彩	無彩色や落ち着いた色彩が基調となるようにする。つやなしを基本とする。
	建物の配置	その通りに見られる伝統的建築物の配置を尊重して、間口ほぼいっぱいには壁面又は塀を設ける。やむを得ない場合は、生垣や植栽を取り入れた柵を設けるなどまちなみの連続性に配慮する。
	高さ	1～2階はその通りに見られる伝統的建築物の軒の高さを尊重する。 3階以上は、道路より後退するなど、まちなみとの調和を図る。
	緑のしつらい	植栽は建物や塀と一体的に配置して、まちなみに趣を与えるよう工夫する。また敷地内に古木がある場合には、保全を心がける。
部位	屋根	切妻造若しくは入母屋造の平入り、和瓦葺きを原則とする。伝統的な屋根勾配を基本とする。特に角地では入母屋造を推奨する。
	壁面・開口部	伝統的建築物に見られる形態・意匠を活用する。
	軒下	1階部分に庇を設置し、軒下空間を確保する。伝統的な床仕上（叩きや石敷）及びしつらいを心がける。
	塀・柵・門	塀については、塀瓦を設置し、漆喰調の真壁に腰板を張ったものや板塀とするなど伝統的な形態・意匠を取り入れて建物の雰囲気やまちなみに調和させる。 柵については、金属類が露出することは避け、生垣や植栽を取り入れるなど、建物の雰囲気やまちなみに調和させる。 門については、和風瓦葺きの屋根や庇のある格子戸の門とするなど、伝統的な形態・意匠を取り入れてまちなみに調和させる。
	バルコニー	道路から目立たない位置への設置を原則とする。やむを得ない場合は、伝統的建築物に見られる形態・意匠を活用するなどまちなみに調和するよう工夫する。
	店舗等	まちなみに調和するものとし、原則として、2階以上は上記の修景基準に準ずる。 1階庇以下では、上記の修景基準を尊重する。現代的な素材（ガラスや金属・コンクリート等）を用いる場合や、ショーウィンドウや開口部・看板等において現代的デザインを用いる場合には、建物の他の部位の形態・意匠やまちなみと調和するように配慮する。

修景基準表③【建築設備・付帯物等】

項 目		基 準
部 位	広告物 ・看板	大きさ、デザイン、設置場所などに配慮し、まちなみに調和した質の高いものとする。けばけばしい色彩や点滅式の電飾は用いない。
	車庫	車庫の開口部は、伝統的建築物の開口部の形態・意匠を応用するなど、まちなみとの調和を図る。スチールシャッターなどの使用は極力避け、折れ戸や引き戸にするなど、デザインに配慮する。
	建築設備 その他 付帯物等	空調室外機、設備メーター、配管などは道路から見えない位置に設置・移設するか木製格子などで覆う、目立たない色彩とするなど建物の雰囲気やまちなみに配慮する。 自動販売機やゴミ置き場等は、木製格子などで覆う、落ち着いた色彩とするなど、建物の雰囲気やまちなみに配慮する。